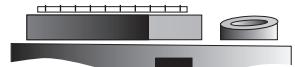


博物館だより



足寄動物化石博物館
No. 112 2010年2月

足寄動物化石博物館 指定管理者による運営に移行

足寄動物化石博物館の管理は、今まで教育委員会事務局の博物館（室に相当）が担当してきました。一方、公の施設について、地方自治法にもとづいて指定管理者に管理を委ねる制度ができ、足寄町でも条例ができてきました。博物館については、平成21年9月の町議会において、管理を指定管理者に委託できる条例改正がなされました。

2月16日の臨時町議会において、足寄動物化石博物館の管理運営をおこなう指定管理者として「特定非営利活動法人（NPO）あしょろの化石と自然」が決定されました。期間は、平成22年4月から5年間です。

指定管理者制度は、公の施設である足寄動物化石博物館の目的を効果的に達成するために導入されるものです。行政と指定管理者が対等の立場で協力しながら、博物館の目的である足寄動物化石群の収集保管や公開・活用をどのように効果的に実現していくか、おおきな課題です。

指定管理者となった特定非営利活動法人あしょろの化石と自然は、今まであった友の会「デスマクラブ」が母体となって結成され、今年1月、北海道知事から認証をうけ、NPOとして活動できることになりました。理事は全員が足寄町民で、足寄動物化石博物館が町民に親しまれるよう、活動を改善していく事業計画を立てています。

足寄の化石が全国・全世界に広がっていくよう、博物館活動をすすめていきます。今までにまして町民のみなさんからのご支援・ご意見・ご批判をお願いいたします。

足寄動物化石博物館 フォストリーあしょろ

No. 112

2010年 2月24日発行

089-3727 北海道足寄町郊南1丁目 電話 0156-25-9100 ファックス25-9101

Eメール staff@museum.ashoro.hokkaido.jp
ホームページ <http://www.museum.ashoro.hokkaido.jp> (博物館だよりpdf版あり)

指定管理者による運営に移行（2）

4月から変わる点

学芸員の1名増=3名に

指定管理者となる特定非営利活動法人あしょろの化石と自然の活動計画書によると、学芸員が1名増えて3名体制になります。新しい学芸員は、本州の県立博物館で、恐竜の復元画実演や、写真のような立体アートの制作の講習などで活躍しています。

新体制のスタッフは、4月以降の博物館だよりで、あらためて紹介します。

4月から変わらない点

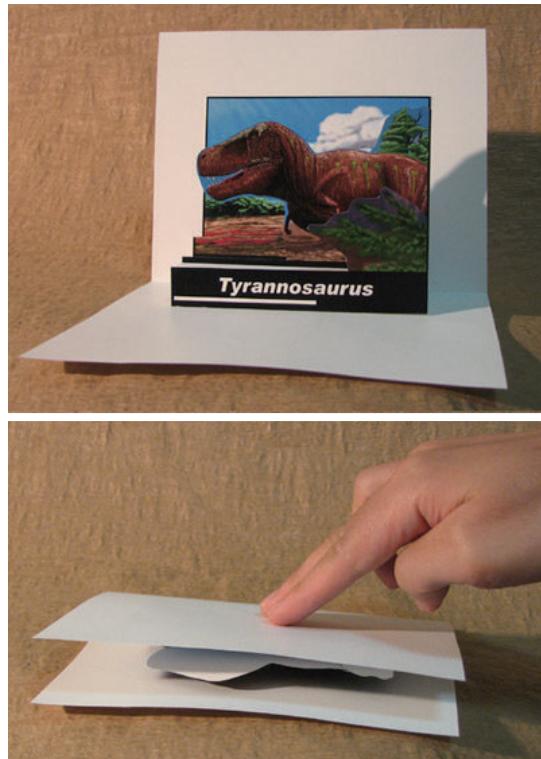
入館料は今までどおり

足寄動物化石博物館の入館料（展示観覧料）は町の条例で定められています。現在の、
一般 400円
小中高・65歳以上 200円
(足寄町の小中学生は無料)

は、指定管理になってもかわりません。

ただし、いろんな主催事業や実費をいたいでおこなっている「化石体験」のレプリカづくりやミニ発掘は指定管理者の裁量で運営できますから、町民のみなさんが参加しやすくなるよう工夫していきます。

自主的な研修会も積極的に受け入れます



たたんだ台紙を開くと恐竜が
「立体」になるポップアップ
4月以降制作会を開催します

4月から変わらない点

足寄動物化石群は町の宝

指定管理者による管理運営は民間委託の一種ですが、あくまでも町立博物館の運営をおこなうものです。町の宝である化石群を大切にすることは今までと変わりません。

例年4月におこなっている**探鳥会**の案内は、
3月号でお知らせします。

休館日 || 3月 休館日：2日 9日 16日 23日 30日

博物館の動き 3月 (館の行事や職員の動き、来館団体、など)

7日 足寄女性団体協議会で講話 10日 帯広畜産大学理科教育法受講のみなさん